公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和2年6月9日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和3年3月31日付けで山形県知事から通知があった。

令和3年5月11日

山形県監査委員	森	谷	仙一	- 郎
山形県監査委員	星	Ш	純	_
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老名	信	乃

所 管 課	監 査 結 果	措置の内容
学事文書課	(山形県私立学校一般補助金)	令和2年度の交付要綱から消費税
	 消費税及び地方消費税の仕入控除税額	及び地方消費税に係る仕入控除税額
	の確定に伴う県への報告について	 の確定に伴う補助金の返還に関する
	 補助金交付要綱に、消費税仕入控除	規定を明記した。
	税額と補助金交付が重複しないため	
	の、消費税及び地方消費税の仕入控除	
	税額の確定に伴う県への報告に関する	
	規定が設けられていなかった。	
	県は、補助金交付要綱へ上記の定め	
	を設ける必要がある。	
総合交通政策課	(山形県運輸事業振興助成費補助金)	令和元年度以降は事務執行チェッ
	事務執行チェックシートによる事務の	クシートを作成し、業務を行ってい
	執行管理について	る。
	緊急プログラムに基づく事務執行チ	
	ェックシートが作成されておらず、代	
	替的なツールの使用も確認できなかっ	
	た。	
	県は、正確かつ迅速な事務処理体制	
	の構築を図るため、事務執行チェック	
	シートを作成し、適時、適正な事務の	
	執行管理に努めるべきである。	
工業戦略技術振	(山形県企業立地促進補助金)	令和2年4月1日要綱改正により
興課	交付対象選定時の審査について	対応した。
	他県で同種補助金の不正受給が発生	(内容)
	しており、その手口として納入業者と	交付要綱第8条 事業完了届に添付
	結託することによる水増しや架空発注	すべき書類として、次の書類を追加し
	書類の偽造などが代表的な事例として	た。

挙げられる。

現状、県が実施している支払証憑の 確認や現地検査は、架空発注による不 正受給は防止できるが、納入業者と交 付先が結託することによる水増し請求 には対応できないと考える。

そのため、交付先に対して、調達時の見積り合わせの実施の要請や、納入業者から反社会的勢力ではない旨の誓約書の徴取、交付先と納入業者に同一の役員(親族含む)が就任していないか確認を行うなど、水増し請求防止に必要な審査手続の強化を図るべきである。

- ・反社会的勢力でない旨の誓約書
- ・一定金額を超える工事等について 見積り合わせを実施しなかった場合、 その理由を記載した書面

また、上記理由書の提出がある場合、合理的な理由があるか(単に親族の経営業者に発注していないかなど)を現地調査時に確認する。

観光立県推進課

(バリアフリー化推進事業費補助金) 見積り合わせの実施について

県は、当施設整備費補助の申請にあたり、業者からの見積書提出を求めているが、現状は一社のみの見積りをもって申請を受け付け、見積り合わせが行われているかどうかの確認ができていない。

原則として、競争入札又は見積り合わせによる調達を交付先に指導するべきである。もし、実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討・承認を行う必要がある。

令和2年度補助金交付要綱にて、 「補助事業を遂行するために行う契 約については、原則として競争入札に より契約の相手方及び契約金額を決 定しなければならない。ただし、競争 入札に適しないと認められる合理的 な理由があると知事が認めた場合は この限りではない。」と規定している。

農業経営・担い 手支援課

(公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金)

補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について

当補助金の交付要綱には、消費税仕 入控除税額と補助金交付が重複しない よう報告を求める条項は規定されてお らず、県から補助事業者等への補助金 に係る消費税仕入控除税額の有無の確 認についても監査実施時点で行われて いなかった。

交付先から報告を求めない場合、県 は、当該確認を行うべきである。 平成30年度及び平成31年度の当補助金における事務執行では、事業実施主体である(公財)やまがた農業支援センターに消費税仕入控除額の有無を確認し対応した。

農業経営・担い 手支援課

(山形県農業法人人材確保・育成支援 事業費補助金)

補助金に係る消費税仕入控除税額の確

平成30年度及び平成31年度の当補 助金における事務執行では、事業実施 主体である(一社)山形県農業会議に

		,
	認について	消費税仕入控除額の有無を確認し対
	当補助金の交付要綱には、消費税仕	応した。
	入控除税額と補助金交付が重複しない	
	よう報告を求める条項は規定されてお	
	らず、県から補助事業者等への補助金	
	に係る消費税仕入控除税額の有無の確	
	認についても監査実施時点で行われて	
	いなかった。	
	交付先から報告を求めない場合、県	
	は、当該確認を行うべきである。	
6次産業推進課	(学校給食における地産地消推進事業	令和2年2月、令和元年度補助金の
	費補助金)	実績報告の期限内提出について、市町
	 実績報告の期限内提出について	 村に対し周知、指導した。
	補助事業者のうち6市町村につい	
	 て、補助金交付要綱で定められた期限	
	 を過ぎて実績報告書を提出していた。	
	 県は、補助事業等が確実に執行され	
	 たことを確認する十分な書類の審査時	
	 間や現地調査の期間等を確保するた	
	 め、補助金交付要綱で定められた期限	
	 内に実績報告を提出するよう市町村に	
	 指導する必要がある。	
園芸農業推進課	(園芸大国やまがた産地育成支援事業	令和2年2月19日に「令和元年度
	費補助金)	園芸関係補助事業担当者会議」を開催
	補助金額の算出方法に係る各総合支庁	し、課税区分に応じた補助金額の算定
	の取扱いの共通化について	をするよう指導した。
	交付先が消費税簡易課税事業者及び	事業実施要領様式に課税区分確認
	 免税事業者である場合の補助金額の算	欄を設定した。
	 出方法について、総合支庁間で統一さ	
	れていない。	
	 公平性の観点から県全体として同じ	
	 対応方法により補助金額を算出するべ	
	きである。	
園芸農業推進課	(園芸大国やまがた産地育成支援事業	令和2年2月19日に「令和元年度
	費補助金)	園芸関係補助事業担当者会議」を開催
	実績報告の期限内提出について	し、期限内提出をするよう指導した。
	補助事業者の一部について、補助金	
	 交付要綱で定められた期限を過ぎて実	
	績報告書を提出していた。	
	県は、補助事業等が確実に執行され	
	たことを確認する十分な書類の審査時	
	間や現地調査の期間等を確保するた	

め、補助金交付要綱で定められた期限 内に実績報告を提出するよう市町村に

	指導する必要がある。	
河川課	(公募型支障木伐採事業費補助金)	収支報告書の提出がなされるよう、
	実績報告における収支報告書添付の徹	令和2年7月に補助金交付要綱を改
	底	訂した。同要綱の改訂にあわせ、曖昧
	実績報告書に収支報告書が添付され	な表現についても修正を行った。
	ておらず、収支報告書の調査が行われ	
	ていない補助先が数件あった。	
	県は補助金交付要綱に収支報告書の	
	提出が必ず行われるよう改訂し、収支	
	報告書の適時適切な調査を確実に行	
	い、補助金が適正に使用されているこ	
	とを確かめるべきである。あわせて、	
	補助金交付要綱上の「必要があるとき」	
	という曖昧な表現についても修正すべ	
	きである。	
スポーツ保健課	(山形県高等学校体育連盟補助金)	令和2年6月4日付けの令和2年
	補助事業実施状況報告書の提出期限の	度の補助金交付決定通知とともに県
	遵守について	高等学校体育連盟事務局に対して指
	補助事業実施状況報告書が、提出期	導した結果、令和2年度は提出期限前
	限経過後に受理されていた。	の 12 月 21 日付けで報告されている。
	県は、交付先に対して提出期限を遵	
	守するよう指導する必要がある。	